

華誠の法務ニュースレター

2019年01月 第7号

華誠ニュース

華誠が2018年度中国傑出知的財産権サービスチームの称号を獲得
華誠パートナーの朱小蘇弁護士が第1期「上海青年法学法律人材プール」に入選

法律動向

最高人民法院が知的財産権法廷の設置に関する事項を明確化

会社商事

国稅総局、個人所得稅「稅收完納證明書」を「納稅記錄」に調整

経営コンプライアンス

「通関申告單位登録登記證書」を「多証合一」改革の問題に組み込むことを明確化

独占と競争

市場監督管理總局が権限付与、管轄行政区域内の独占禁止法の執行を省クラスの部門が担当

文化娛樂

国家インターネット情報弁公室が特別一掃措置、法に基づき3,469のアプリをシャットダウン

争議解決

最高人民法院が建設工事施工契約紛争事件についての司法解釋(二)を公布

華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は250名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの栄誉を獲得しました。

華誠法律事務所の紹介

華誠法律事務所は1995年に設立され、中国において最も早くから涉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、シカゴ、東京などの地域にて支所又は分室を設立しております。

20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早くISO9001国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の涉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠はChambers & Parters、Legal500等多数の国際的に認められた法律

評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀法律事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市涉外コンサル機構Aクラス資質」、「上海市契約信用A+ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常のファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

連絡先

上海事務所:

上海市徐匯区長楽路 989 号 世紀商貿広場 26 階 郵便番号: 200031

電話: (86-21) 5292-1111;
(86-21) 6350-0777

ファックス: (86-21)5292-1001;
(86-21) 6272-6366

E-mail: mail@watsonband.com;
mailip@watsonband.com

Web サイト: www.watsonband.com

北京事務所:

北京市東城区朝陽門北大街 8 号華ビル D ブック 5C 郵便番号: 100027

電話: (86-10) 66256025

ファックス: (86-10) 6445-2797

E-mail: beijing@watsonband.com
mailip@watsonband.com

香港事務所:

香港中環荷李活道 32 号 建業崇基センター 2004 号室

電話: (86-21) 5292-1111*123;
(86-21) 852-3197-0091

ハルビン事務所:

ハルビン市道里区西八道街 37 号馬迪ビル 18 階 A2 室 郵便番号: 150010

電話: (86-451) 8457-3032

ファックス: (86-451) 8457-3032

甘肅事務所:

甘肅省蘭州市雁南路 279 号 208 室
郵便番号: 730000

E-mail:gansu@watsonband.com



今期の内容

華誠ニュース

- 華誠が 2018 年度中国傑出知的財産権サービスチームの称号を獲得5
- 華誠の銭軍亮弁護士が日本貿易振興機関 JETRO にてビッグデータ、IOT、AI 関連の法律問題を
レクチャー.....5
- 華誠パートナーの朱小蘇弁護士が第 1 期「上海青年法学法律人材プール」に入選.....5

法律動向

- 土地管理法、都市不動産管理法改正草案、公開で意見募集.....6
- 最高人民法院が知的財産権法廷の設置に関する事項を明確化.....6
- 全国人民代表大会常務委員会が企業所得税法、労働法など 17 の法律を改正6

会社商事

- 国务院関税税則委員会、2019 年 1 月 1 日から輸出関税を一部調整7
- 国税総局、個人所得税「税込完納証明書」を「納税記録」に調整.....7
- 外商投資法（草案）、公開で意見募集.....7

経営コンプライアンス

- 「通関申告単位登録登記証書」を「多証合一」改革の問題に組み込むことを明確化.....8
- 市場監督管理総局が行政処分手続及び聴聞弁法を明確に.....8
- 住建部が建設工事の施工の発注及び受注活動を規範化する文書を公布.....8

独占と競争

- 市場監督管理総局が権限付与、管轄行政区域内の独占禁止法の執行を省クラスの部門が担当.....9
- 国家市場監督管理総局が「独占協定行為禁止規定（意見募集稿）」を公布.....9



今期の内容

文化娯楽

「インターネットショート動画内容審査基準細則」100条を公布、ショート動画の審査確定に100条のレッドライン	10
国家インターネット情報弁公室が特別一掃措置、法に基づき3,469のアプリをシャットダウン...	10
複数部門が合同で文化市場分野の違法信用失墜市場主体に懲戒.....	10

争議解決

最高人民法院が建設工事施工契約紛争事件についての司法解釈(二)を公布	11
最高人民法院知的財産権法廷の幕開け、中国が正式に国際知財紛争解決の「優先地」に.....	11

法律声明

- ◆ 当刊行物は一般的な情況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知的産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

華誠が 2018 年度中国傑出知的財産権サービスチームの称号を獲得

1月12日、「第9回中国国際知的財産権新年フォーラム&2019中国知的財産権代理人年次総会授賞式及び返礼晩餐会」が JW マリオットホテル北京セントラルで盛大に行われた。授賞式においては、2018年度中国傑出知的財産権サービスチーム、2018年度中国傑出知的財産権代理人などの賞が公表された。

年に一度の「中国傑出知的財産権サービスチーム」の選考活動は「中国知識産権」雑誌が主催した。今回の選考活動は、知的財産権サービスチームの業務範囲及び専門の特徴を出発点として、特定指標ランキングと総合的なインタビューや報道をあわせるという方式を取り、入選チームの総合的な能力について全方位型の公正、公平な評価を行った。華誠の知的財産権サービスチームはプロの品質、素晴らしい業績、及び高い評価によって、三回目となる成果が認められ、2018年度「中国傑出知的財産権サービスチーム」の称号を獲得した。

華誠の銭軍亮弁護士が日本貿易振興機関 JETRO にてビッグデータ、IOT、AI 関連の法律問題をレクチャー

2019年1月7日午後、華誠律師事務所主管パートナーの銭軍亮弁護士は日本貿易振興機関 JETRO に赴き、ビッグデータ、IOT、AIに関する法律問題をテーマとする講座を行った。今回の講座はビデオ会議の方式を取り、上海と北京の両地の JETRO IPG 会員が参加した。

今回の講座では、ビッグデータ取引での注意点、企業がユーザーのデータを販売する際の注意点、個人に関わるビッグデータの処理における著作権問題、ディープラーニングのアルゴリズム及び結果のデータの帰属、使用及び保護、AIによる創作物の性質と帰属、AIの法的人格及びAIによる作曲の創作協議における注意点などを含む、データ業務分野内の関連問題に注目した。これらはいずれもビッグデータ時代において争点や難点となる問題であるが、銭弁護士は理論と実務を同時に考慮するという前提で、関連する問題を具体的に分析し、かつ現在国内で関連している法律を詳しく解説した。

今回の講座は参加した JETRO 会員から広く好評を得て、円満に成功した。

華誠パートナーの朱小蘇弁護士が第1期「上海青年法学法律人材プール」に入選

最近、上海市法学会が第1期「上海青年法学法律人材プール」リストを公表し、華誠律師事務所パートナーの朱小蘇弁護士の名が、145名のうちたった6名の弁護士の1人として挙げられた。この度、上海市法学会が「上海市青年法学法律人材プール」を組織、構築するのは、上海の法学法律人材チームの育成によりよいサービスを提供し、法学に関わる青年法律人材の健やかな成長及び才能発揮のための条件を作り、法学に関わる優秀な青年法律人材が法学を研究し、法に則った国の統治を進める中で、主体的作用を発揮できるようにすることを趣旨としている。

国際的に権威ある法律評価機関のチェンバースが最新で公表した「アジア・太平洋ガイド2019 (Asia-Pacific Guide 2019)」ランキングでは、朱弁護士は「会社商事分野」の業績をもって推薦され、ランキングでは、「華誠律師事務所」の朱小蘇弁護士は、例えば外商直接投資、日常運営、合弁企業、清算などの法律業務を非常に熟知しており、国内及び国外の会社に絶賛されている」と評価されている。

土地管理法、都市不動産管理法改正草案、公開で意見募集

このほど、第13期全国人民代表大会常務委員会第7回会議にて「中華人民共和国土地管理法」、「中華人民共和国都市不動産管理法」修正案（草案）」の審議が行われ、対外に全文を公布し、社会に向けて意見の募集を行っている。意見募集は2月3日までとなっている。

このうち、「土地管理法」改正案（草案）は合計29条からなっており、当該草案では、集団経営建設用地の市場参入の障害を打ち破るために、非農業建設は必ず国有土地、または国有として徴収された元集団所有地を使用しなければならないという規定を削除した。土地の徴収範囲を縮小し、土地の徴収手続きを規範化するために、集団所有地として徴収できる具体的な状況を限定し、社会の安定に関するリスク評価、協議書に署名してから土地徴収の審査批准について報告するなどの手続きを補足した。また、土地が徴収された農民に対する保障メカニズムを改善するために、土地の徴収は年平均生産額の倍数に基づいて補償するという規定を修正し、土地が徴収された農民への社会保障、住宅補償などの制度を強化している。

（出所：中国人大網）

最高人民法院が知的財産権法廷の設置に関する事項を明確化

このほど、最高人民法院が「知的財産権法廷の設置をめぐる事項に関する公告」（以下、「公告」という）を下部に配布した。

「公告」では、以下のように規定している。一、最高人民法院の知的財産権法廷は2019年1月1日より法定の職責を履行する。二、「民事訴訟法」などの規定に基づき、最高人民法院の知的財産権法廷は主に、専門的で技術性が割と高い特許などの知的財産権に関する民事事件及び行政上訴事件を審理する。三、「最高人民法院による知的財産権法廷をめぐる若干の問題に関する規定」の第2条に記載されている、第一審の事件の判決、裁定、または決定が、2019年1月1日より前に出され、当事者が法に基づき上訴または再議を申し立てた場合は、原審の裁判所より一級上の裁判所が審理する。1月1日以降に出され、当事者が法に基づき上訴または再議を申し立てる場合は、最高人民法院の知的財産権法廷が審理する。四、当事者が最高人民法院の知的財産権法廷に上訴を提起した場合は、「民事訴訟法」などの規定に基づき、上訴状は原審の裁判所を通じて提出しなければならない。

（出所：最高人民法院）

全国人民代表大会常務委員会が企業所得税法、労働法など17の法律を改正

このほど、第13期全国人民代表大会常務委員会第7回会議にて「中華人民共和国製品品質法」などの5つの法律の改正に関する決定、「中華人民共和国電力法」などの4つの法律の改正に関する決定、「中華人民共和国労働法」などの7つの法律の改正に関する決定」及び「中華人民共和国社会保険法」の改正に関する決定」（以上の法律をまとめて「決定」という）が通過し、いずれも公布日から施行された。

「決定」では、「企業所得税法」第51条第1号で規定されている、「非居住企業が中国域内において2か所、又は2か所以上の機構、拠点を設立した場合、税務機関の審査、認可を受け」という内容を、「非居住企業が中国域内において2か所、又は2か所以上の機構、拠点を設立し、國務院税務主管部門の規定する条件に適合する場合」に変更した。同時に、「決定」では、「労働法」の第15条第2項、第69条、第94条を修正し、そのうち、第15条第2項における「必ず国の関係規定に従って、審査認可手続きを履行し」という内容を「必ず国の関係規定に従い」に変更した。

（出所：中国人大網）

国务院関税税則委員会、2019年1月1日から輸出関税を一部調整

先ごろ、国务院関税税則委員会が「2019年輸出入暫定税率等調整方案」（以下、「方案」という）を公布し、方案は2019年1月1日から実施された。

「方案」には、2019年1月1日から706項目の商品に対して輸入暫定税率を実施することが打ち出されており、この中には、新しく増やされた、飼料や肥料に使われる菜種、ヒマワリの種などを搾った後の搾りかす（中国語：雑粕）と一部薬品の生産原料にゼロ関税を実施すること、綿花のスライド関税と一部毛皮の輸入暫定税率を適切に下げることなどが含まれている。「方案」では、2019年1月1日以降は、化学肥料、アパタイト、粉鉱石（鉄礦砂）、スラグ、コールドタール、ウッドパルプなど、94項目の製品で輸出関税を徴収しないことを明確にしている。同時に、2019年に中国は23の国と地域を原産地とする一部の製品に協定税率を実施するが、そのうち、中国とニュージーランド、ペルーなど、自由貿易協定及びアジア太平洋貿易協定が結ばれている国の製品には、更に税率が下げられる。「方案」ではまた、中国では2019年7月1日から298項目の情報技術製品について最惠国税率の第4段階の引き下げを実施するとともに、一部の情報技術製品への暫定税率に相応の調整をする」と規定している。

（出所：財政部）

国税総局、個人所得税「税収完納証明書」を「納税記録」に調整

先ごろ、国家税務総局が2018年第55号公告を公布して、個人所得税の「税収完納証明書（中国語：税収完税証明）」（文書式）から「納税記録」に調整することを決定し、公布は2019年1月1日から施行された。

公告では、2019年1月1日から、納税者が2019年1月1日（同日を含む）以降の課税対象期間における個人所得税の納税（還付）について状況証明の発行を申請する場合、今後税務機関は「税収完納証明書」（文書式）を発行せず、「納税記録」を発行するものとして調整し、納税者が2018年12月31日（同日を含む）以前の課税対象期間における個人所得税の納税（還付）について状況証明の発行を申請する場合、税務機関は引き続き「税収完納証明書」（文書式）を発行することを明確にしている。公告には、納税者が他人に委託して、他人が関係する証明書類を持参して税金の手続きを扱う公共機関の担当部門に赴き、代理で個人所得税の「納税記録」を発行してもらえることが示されている。納税者が個人所得税の「納税記録」に異議がある場合は、当該記録に明記されている税務機関に確認申請をすることができる。

（出所：国家税務総局）

外商投資法（草案）、公開で意見募集

このほど、第13期全国人民代表大会常務委員会第7回会議にて「中華人民共和国外商投資法（草案）」（以下、「草案」という）の審議がおこなわれ、対外に全文を公布し、社会に向けて意見の募集を行っている。意見募集は2019年2月24日までとなっている。

「草案」は外資に関する統一的で、基本的な法律として、新情勢において更に対外への開放を行い、積極的かつ有効に外資を利用して、より有力な法治保障を提供することを目指すものである。「草案」の内容には、以下のことが含まれている。一、外商投資の定義と状況。二、投資の促進。三、投資の保護。四、投資の管理。そのうち、外商投資を積極的に促進するために、「草案」では、国家によるハイレベルな投資の自由化、便利化に関する政策の実施、外商投資促進メカニズムの構築と改善、安定した、透明で、予想可能な投資環境の構築を原則的に規定しているのと同時に、主に「外商投資に対し、参入を許可する前に内国民待遇＋ネガティブリストの管理制度を実施することを明確にする」などの5つの面から具体的に規定している。また、外商投資の合法的な権益への保護を強化するために、「草案」では、「外商投資企業に対する財産権保護を強化する」などの4つの面から規定している。

（出所：中国人大網）

「通関申告単位登録登記証書」を「多証合一」改革の問題に組み込むことを明確化

このほど、税関総局、国家市場監督管理総局は、2019年第14号公告を出し、「通関申告単位登録登記証書（中国語：報関単位注冊登記証書）」（輸出入貨物荷受人・荷送人）を「多証合一」改革に関する問題に組み込むことを明確にし、2月1日から施行する旨を公告した。

公告によると、申請者が工商登録登記を行う際、同時に「通関申告単位登録登記証書」（輸出入貨物荷受人・荷送人）の手続きを行う必要がある場合は、要求に従って、輸出入貨物の荷受人・荷送人の届出登記にチェックを入れて選択し、かつ関係する届出情報を補足で記載しなければならない。広告では、市場監督管理部門は「多証合一」のプロセスに従って登記を完了し、かつ総局レベルで税関総局とのデータ交換を完了させるよう指摘しており、税関が企業の工商登録情報及び商務届出情報を受けたことを確認した後、企業の届出は完了となり、企業が税関に赴いて届出登記手続きを行う必要はなくなる。

（出所：税関総署）

市場監督管理総局が行政処分手続及び聴聞弁法を明確に

先ごろ、国家市場監督管理総局が「市場監督管理行政処罰手続暫定規定」（以下、「規定」という）及び「市場監督管理行政処罰聴聞暫定弁法」（以下、「弁法」という）を発表し、いずれも2019年4月1日から施行される。

「規定」は合計7章79条からなり、そのうち、行政処分（中国語：行政処罰、以下同様）の一般手続については、「規定」にて次のことが明確にされている。市場監督管理部門は、監督検査の職権に基づいて、又は行政申立、通報などを通じて発見した違法行為の手掛かりについて、手掛かりを発見した日、又は該当書類を受け取った日から15営業日以内に審査を行って、市場監督管理部門の責任者が立件するか否かを決定しなければならない。特別な事情がある場合には、市場監督管理部門の責任者の承認を得て、15営業日延長することができる。「弁法」は合計6章35条からなり、聴聞の申請及び受理について、「弁法」では、市場監督管理部門は、「生産停止、営業停止を命じる」など4つの情状に行政処分の決定を出す前に、当事者が聴聞を申請する権利を有することを当事者に告知しなければならないと規定している。

（出所：国家市場監督管理総局）

住建部が建設工事の施工の発注及び受注活動を規範化する文書を公布

先ごろ、住宅及び都市農村建設部（中国語：住房和城鄉建設部）が「建設工事の施工の発注及び受注についての違法行為認定、取締管理弁法」（以下、「弁法」という）を下部に公布し、2019年1月1日から施行された。

「弁法」では、建設業者と請負業者は厳格に法に基づいて契約を締結し、双方の権利、義務、責任を明確にしなければならない。違法な発注、下請け、違法となる元請け業者による再発注、名義借りは厳禁し、工事の品質及び施工の安全を確保しなければならないことが要求されている。「弁法」では、「違法な発注、下請け、違法となる元請け業者による再発注、名義借り」の概念及び状況が詳しく説明されており、また、如何なる企業又は個人も、違法な発注、下請け、違法となる元請け業者による再発注、名義借りなどの違法行為を発見した場合、工事の所在地の県クラス以上の政府の住宅・都市農村建設部門に通報できることが明記されており、関係する主管部門は、その管轄する行政区域内で発見した違法な発注、下請け、違法となる元請け業者による再発注、名義借りなどの違法行為に対し、法に基づいて調査を行い、「弁法」に従って事実認定を行い、かつ法に則り行政処分を与えなければならないことが明記されている。「弁法」では、処分の根拠も明確にされている。

（出所：住宅及び都市農村建設部）

市場監督管理総局が権限付与、管轄行政区域内の独占禁止法の執行を省クラスの部門が担当

先ごろ、国家市場監督管理総局が「独占禁止法の執行権限の付与に関する通知」（以下、「通知」という）を公布した。

「通知」には次の3つの面のことが含まれている。1、科学的で効率の良い独占禁止法執行メカニズムの構築、2、厳格に法に則った法定の職責の履行、3、組織的な保障の確実な強化。そのうち、「通知」では、市場監督管理総局が統一して独占禁止法の執行を担当することと、市場監督管理総局が直接管轄する事件、又は市場監督管理に關係する省クラスの部門に事件の管轄権を与える事件には、「複数の省、自治区、直轄市にまたがる独占協議、市場支配的地位の濫用、及び行政権力の濫用により競争を排除、制限する事件、及び省クラスの政府が実施した行政権力の濫用により競争を排除、制限する行為」の3種類が含まれていることが明確にされている。また、「通知」では、省クラスの市場監督管理部門が、管轄する行政区域内での独占協議、市場支配的地位の濫用、及び行政権力の濫用により競争を排除、制限する事件について、独占禁止法の施行を担当し、当該部門の名義で法に基づいて対処することを打ち出している。市場監督管理総局は、事件の審査及び調査の過程において、省クラスの市場監督管理部門に相應の調査を行うよう委ねることができる。

（出所：国家市場監督管理総局）



国家市場監督管理総局が「独占協定行為禁止規定（意見募集稿）」を公布

最近、市場監督管理総局が「独占協定行為禁止規定（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を公布し、一般公衆から公開して意見を募集している。

独占禁止法執行機関が行っている法執行の実務と、その他のグローバルな司法管轄区域での経験によると、「独占禁止法」に明確に列挙されている独占協定のタイプを除き、事業者の市場シェアが顕著でない場合、競争を排除、制限する効果には限りがある。そのため、「意見募集稿」では「セーフポート（中国語：安全港）」制度を設けており、法執行という資源の節約について、更にはっきりとした事業者への手引きとなることに重要な意義がある。

「意見募集稿」では「独占禁止法」第45条の規定を細分化し、例えば、調査中止決定書、調査終了決定書に法執行機関の監督義務や事業者の履行承諾の報告義務を追加するなど、調査中止の手続的要件を明確にしている。調査を受けた事業者が法に基づき調査の中止を申し立てる際の明確な手引きを提供している。

（出所：網易新聞）

「インターネットショート動画内容審査基準細則」100 条を公布、ショート動画の審査確定に 100 条のレッドライン

1 月 9 日、中国インターネット視聴番組サービス協会が「インターネットショート動画内容審査基準細則」100 条を公布し、その中で、インターネットショート動画に登場させてはならない具体的な内容を明確にした。細則では、インターネットで放送するショート動画番組及びそのタイトル、名称、コメント、弾幕、スタンプなどの言語、演出、字幕、背景に登場させてはならない 21 の事柄の具体的な内容を規定している。

登場してはならないという要求が出されているこれら 21 の事柄の具体的な内容には、中国の政治制度、法律制度を非難する内容、国家を分裂させる内容、国のイメージを損なう内容、革命の指導者、革命に命を捧げた英雄烈士のイメージを損なう内容、国家機密を漏洩する内容、社会の安定を破壊する内容、民族の優れた文化、伝統を歪曲し、貶める内容、封建的な迷信の宣揚、化学、精神に背く内容、不良、消極的、墮落的な人生観、世界観及び価値観の宣揚、暴力・血生臭さを誇張し、醜悪な行為及び恐ろしい情景を展示する内容などをカバーしている。（出所：澎湃新聞網）

国家インターネット情報弁公室が特別一掃措置、法に基づき 3,469 のアプリをシャットダウン

中国「網信網」の情報によると、先日、中国国家インターネット情報弁公室は、関係部門と共同で、インターネットユーザーから寄せられた甚だしい違法、規則違反、低俗な不良モバイルアプリといった乱れた状況に対し、集中して特別一掃措置のアクションを取り、法に基づき 3,469 のアダルト系、ギャンブル系、悪意ある課金、プライバシー情報の窃取、詐欺、規則違反ゲーム、よくない学習系のアプリをシャットダウンした。

アプリの規範管理を強化するために、国家インターネット情報弁公室は、「モバイルインターネットアプリケーション情報サービス管理規定」、「インターネットライブ配信サービス管理規定」、「インターネットグループ情報サービス管理規定」などの関連法規を立て続けに公布し、モバイルアプリの開発者、運営者及びモバイルアプリにアクセスする者がそれぞれ負わなければならない企業の主体责任を明確にしている。（出所：人民網）

複数部門が合同で文化市場分野の違法信用失墜市場主体に懲戒

文化市場分野の信用体系の構築を加速して進め、健全な文化市場分野において信用失墜合同懲戒メカニズムを確立するために、国家発展改革委員会、人民銀行、文化観光部、中央組織部、中央宣伝部、中央文明弁公室、科学技術部、財政部、人力資源社会保障部、自然資源部、税関総署、税務総局、市場監督管理局、銀行保険監督管理委員会、証券監督管理委員会、全国総工会などの部門が合同で、「文化市場分野における重大な違法信用失墜市場主体及び関係人員に対する合同懲戒の展開についての共作備忘録」（以下、「備忘録」という）に署名した。

「備忘録」では、文化市場主体が関連する法律法規に違反したことにより行政処分を受け、または許可を得ずに文化市場での経営活動に従事し、次の状況の 1 つに当てはまる場合、文化市場主体、及びその法定代表者または主要な責任者を全国文化市場ブラックリストに入れて管理する。(1) 無断で文化市場での経営活動に従事し、重大な事故または悪劣等な社会的影響をもたらした場合、(2) 文化・観光行政部門または文化市場の総合法執行機関に許可証を取り消され、行政処分を受けた場合、(3) 詐欺、故意による隠匿、材料の偽造、変造などによる不正な手段で取得した許可証、許可書類が文化・観光行政部門によって取り消された場合、または許可証、許可書類を偽造、変造した証拠が極めて確かな場合、(4) 法律法規、規則に規定されている、全国文化市場ブラックリストに入れるべきその他の状況。（出所：上海証券報）

最高人民法院が建設工事施工契約紛争事件についての司法解釈(二)を公布

このほど、最高人民法院が「建設工事施工契約紛争事件の審理における法律適用の問題に関する解釈(二)」(以下、「解釈」という)を公布し、2月1日から施行する。

「解釈」では、建設工事の施工契約の効力、建設工事の代金清算、建設工事の鑑定、建設工事の代金を優先的に受け取る権利(中国語:優先受償権)、及び実際の施工人の権利保護などについて規定している。そのうち、建設工事の施工契約の無効による損害賠償金額の認定について、「解釈」では、実際の損害を賠償することを原則として堅持しており、実際の損害を確定するのが困難な場合、当事者は、契約書にて約定した品質基準、建設工事の工期、工事代金の支払時期などの内容を参照して損害の大きさを確定するよう請求することができる」と規定している。資質を借用して建設工事施工契約に調印した場合の民事責任については、「解釈」にて、資質を持たない単位または個人が、資質を有する建設工事施工企業の名義を借用して建設工事施工契約に調印した場合、発注者は、資質の貸与によってもたらされた建設工事の品質不合格などの損害について、貸した側と借りた側に連帯して賠償責任を負うよう求める権利を有することを明確にしている。

(出所:最高人民法院)

最高人民法院知的財産権法廷の幕開け、中国が正式に国際知財紛争解決の「優先地」に

2013年から2017年まで、全国の裁判所にて審決された一審の知的財産権事件は68.3万件であった。懲罰性の賠償の適用を模索することを通して、訴訟における信義誠実体系の構築などの措置を強化し、知的財産権分野に存在する「権利侵害はコストが低く、権利保護はコストが高く、証拠取得は難易度が高い」などの問題を効果的に軽減させる。

最高人民法院における知的財産権法廷の設置は、裁判の尺度を統一して規範し、知的財産権の効力の判断と権利侵害の判断という二大訴訟手続きと裁判基準の結合を実現し、科学技術のイノベーションを制約する、裁判の尺度が統一されていないなどの問題を仕組みの上から解決し、知的財産権の審理の質と効率を向上させ、司法によって知的財産権を保護する力を強め、司法の社会的信頼性を確実に高めるのに役立つ。

(出所:法制日報)

